

第1 「神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づくぽい捨て防止重点区域の指定（「阪神青木駅周辺地区」）

1. 趣旨

ぽい捨て防止重点区域は、ターミナル駅など多数の人が集まり、区域外への波及効果が期待できる区域であること、さらに継続的かつ熱心な美化活動に取り組もうとしている区域であることを要件として指定している。

このたび、美化活動に対するさらなる意識向上や周辺エリアへの波及効果を期待して、「阪神青木駅周辺地区」をぽい捨て防止重点区域に指定することにより、一層の美しいまちづくりを推進する。

2. 指定（拡充）区域の概要

(1) 指定区域の範囲（別図のとおり）

東灘区北青木3丁目の一部、青木6丁目の一部

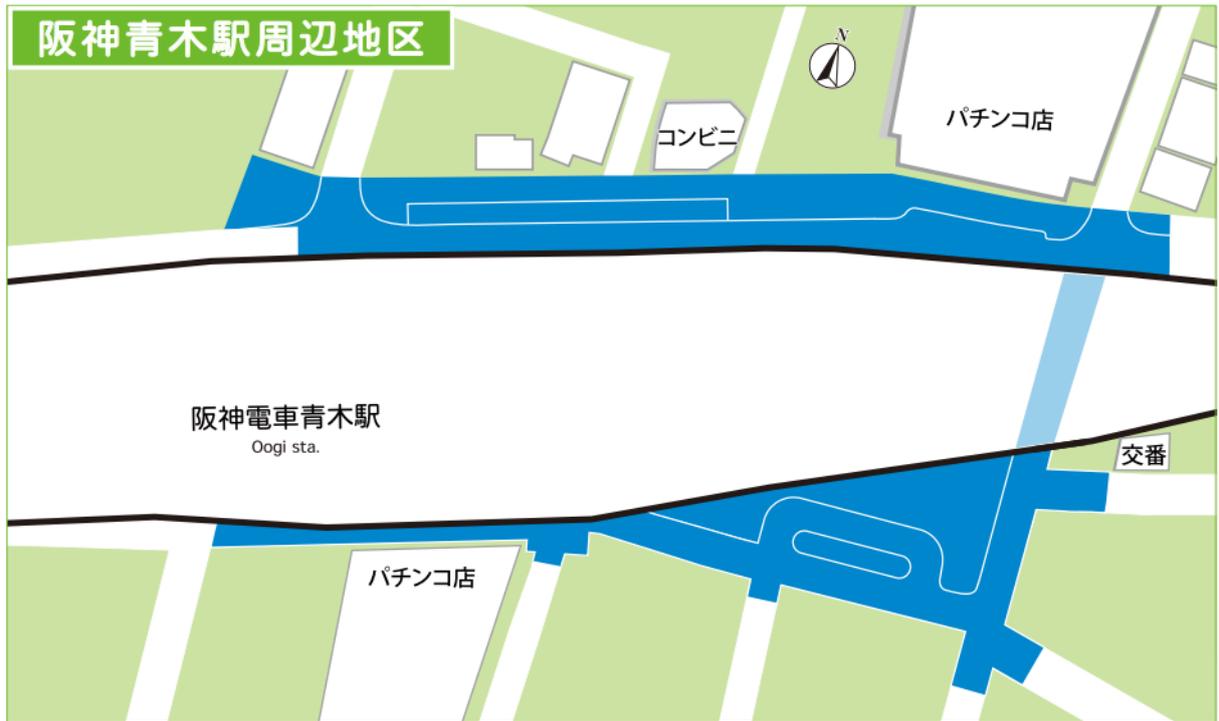
(2) 指定区域の特色

- ・令和6年度に阪神青木駅前の南側ロータリー及び北側側道が整備され、サークルベンチやシンボルツリー、地域団体の広報掲示板が設置されたが、駅前ベンチは駅利用者や周辺住民の憩いのスペースとなる反面、ごみのぽい捨て等のリスクも高い。
- ・地域では、駅周辺エリアの美化活動の機運が高まっており、周辺の美化活動を行っている「北青木自治会」や「青木商店街振興組合」のほか、「青木地区まちづくり協議会」においても駅周辺での清掃活動やぽい捨て防止の啓発活動の実施を検討している。
- ・今後、高架下の利活用事業が予定されていることから、引き続き、地域の玄関口である青木駅周辺を美しく維持し、地域住民の美化意識の向上を図ることで、まち全体の魅力向上につなげていく。

3. 指定予定日

令和8年（2026年）6月1日（月曜）

(別図)



 ぼい捨て防止重点区域指定エリア